

埼玉県立小児医療センター固定資産賃貸借契約書（案）

地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号（以下「法という」））第 38 条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約を次のとおり締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が甲の資産であること、医療機関であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第 2 条 賃貸借物件は次のとおりとする。

資産名称	所在地	貸付箇所	面積
埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-2	2 階 コンビニ	216.94 m ²
		2 階 サテライト店	58.24 m ²
		2 階 室外機置場	9.87 m ²
		1 階 自動販売機	0.48 m ²
		1 階 ごみ置き場	14.00 m ²

（指定用途等）

第 3 条 乙は、賃貸借物件を直接、売店設置のために供しなければならない。

（賃貸借期間）

第 4 条 賃貸借開始から 5 年間（令和 8 年 1 1 月 9 日から令和 1 3 年 1 1 月 8 日まで）とする。なお、売店の設置及び撤去は、甲、乙協議の上、賃貸借期間内に行うこととする。

（契約更新等）

第 5 条 本契約は、法第 38 条の規定に基づくものであるから、法第 26 条、第 28 条及び第 29 条第 1 項並びに民法（明治 29 年法律第 89 号）第 604 条の規定は適用されない。契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の延長も行われないものとする。

2 甲は前条に規定する期間満了の 1 年前から 6 か月前までの期間）以下「通知期間」という。）に乙に対して、賃貸借期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から 6 か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（契約保証金）

第 6 条 契約保証金は、公募説明書に基づき提案された 5 年間の賃貸借料予定額の 100 分の 1 とする。ただし、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下

「契約規程」という。) 第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(賃貸借料)

第 7 条 売店に係る賃貸借料は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除く売店の月間売り上げに対して●%を乗じた額に、消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切捨てるものとする。）とする。

(管理費等)

第 8 条 光熱水費は、甲は計量器（子メーター）等に基づいて算出した額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切捨てるものとする。）とする。

2 火災保険料等は、建物全体の面積から第 2 条の賃貸借面積で按分し算出した額とする。

(賃貸借料及び管理費の支払)

第 9 条 乙が支払うべき賃貸借料及び管理費等の納入方法は、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において甲の指定する期日までに支払わなければならない。また、支払いに要する払込手数料等の費用は乙の負担とする。

(1) 第 7 条の賃貸借料及び第 8 条第 1 項の管理費は、毎月翌月の指定日までに支払うものとする。なお、当該月の納期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。以下同じ）した場合も甲が指定する日までに支払うものとする。

(2) 第 8 条第 2 項の管理費は、年度当初に甲の指定する日までに支払うものとする。なお、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了した場合も甲が指定する日までに支払うものとする。

(違約金の徴収)

第 10 条 乙が前条に定める期限までに賃借料及び管理費を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき賃借料の額に年 3.0%の割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が 100 円に満たないときは、この限りでない。

(費用負担)

第 11 条 売店の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第 21 条第 3 項の規定により撤去する場合は、この限りでない。

(賃貸借物件の引渡し)

第 12 条 甲は、第 4 条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(瑕疵担保等)

第 13 条 乙は、この契約締結後、賃貸借物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、賃借料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した

場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の賃貸借料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第 14 条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件の全部又は一部を第三者に転貸し、又は賃貸借物件の賃借権の全部又は一部を譲渡し、質入れし、若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは、名義貸し等をしてはならない。ただし、乙のフランチャイズ契約等に基づき甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(管理義務)

第 15 条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 乙は、この物件の管理者を指名し、実地に管理させること。

3 この物件を使用して乙が行う事業に伴う一切の責めは、乙が負う。

4 甲は安全の確保や節電等商社管理及び運営上必要な事項を乙に通知した場合、乙は、その事項を遵守しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第 16 条 乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第 17 条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(商品の盗難又は毀損)

第 18 条 甲は、設置された設備、機器、付帯施設、当該売店で販売する商品若しくは当該売上金又は金銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第 19 条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件や売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を行ってはならない。

(売上額等の報告)

第 20 条 乙は、売店に係る毎月 1 日から月末までの売上額を、翌月 10 日までに甲に報告しなければならない。ただし、報告日が外来休診日だった場合は、その翌日とする。

(契約の解除)

第 21 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその

責めを負わないものとする。

- 2 賃貸借契約期間内において、甲乙ともに本契約を解約できないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に先立ち乙から提出された公募に関する各種提出書類（参加申込書、契約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。
 - (2) 賃貸借料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
 - (3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
 - (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てをしたとき。
 - (6) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。
 - (7) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
 - (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
 - (10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
 - (11) 賃貸借物件の病院としての用途又は目的を乙が妨げるとき。
 - (12) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。
 - (13) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
と認められるとき。

(賃貸借物件の返還)

第 22 条 賃貸借期間が終了したときは、乙は、直ちに賃貸借物件をその所在する場所
において甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物
件を原状に回復しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、この限りで
ない。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、賃貸借物件を滅失又は毀損したとき。

(2) 前条の規定により賃貸物件を甲に返還するとき。

(損害賠償)

第 24 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、
その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第 21 条第 3 項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生
じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 25 条 第 21 条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に
投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しな
いものとする。

(契約の費用)

第 26 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第 27 条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託等の履行に
当たり、暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、
又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項
において同じ。)から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部
又は警察署への通報(次項において「報告等」という。)をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員
又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置
を講じなければならない。

(遵守事項)

第 28 条 乙は、この契約に定めるもののほか「埼玉県立小児医療センター内売店出店
事業者公募説明書」及びこれに基づき提出した「企画提案書」を遵守するものとす
る。

(管轄裁判所)

第 29 条 本契約に関する訴えの管轄は、賃貸物件の所在地を管轄区域とする地方裁判
所とする。

(疑義の決定)

第 30 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を
所持するものとする。

令和 8 年〇月〇日

埼玉県さいたま市中央区新都心 1-2
甲 地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立小児医療センター
病院長 岡 明

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇